

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に
基づく取組の実施状況及び職業選択情報の公表

令和2年6月5日

久慈広域連合総務企画課

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のとおり公表します。

1 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況（第15条第6項）

(1) 家事、子育てや介護をしながら活躍できる職場環境の整備 令和元年度実績

目 標	実 績
平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を10%以上とする。	0% (0%)

(2) 長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革 令和元年度実績

目 標	実 績
平成32年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を平成26年度の実績（月9.6時間）から月5時間以下にする。	8.9時間/月
平成32年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成26年度の実績（19.8%）から30%以上にする。	25.0% (10日/年人)

2 女性の職業選択に資する情報（法第17条）（令和2年4月1日現在）

項 目	状 況
職員（163人）に占める女性職員の割合	3人 1.8%
管理職の女性割合	0%